

# 解約申込書

記入日 平成 年 月 日

物件	住所				号室
	名称				
フリガナ			TEL	—	—
氏名			携帯	—	—
転居先	〒		TEL	—	—
会社名			TEL	—	—
転居理由					
契約期間	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日迄
初回契約開始日	平成	年	月	日	
現賃料	.....円		敷金	.....円	
現共益費	.....円				
解約日	平成	年	月	日	鍵返却日時 (退去立会日) 平成 年 月 日 時
借主様 敷金 返金先	銀行名			支店名	
	種別	普通 当座		フリガナ	
	口座番号			名義人	
	◎振込手数料はお客様負担とさせていただきます。				
ご注意	<p>◎この解約申込書が借和不動産に到着した日から少なくとも1か月分は家賃がかかります。</p> <p>◎電気・水道・ガスのご解約日(中止日)は、上記鍵返却日(退去立会日)をご指定ください。</p> <p>◎家賃のお振込みを自動送金にされている方は、自動送金中止の手続きを銀行で行ってください。</p>				
備考					

※室内の破損、汚損箇所等ございましたら、備考欄にご記入ください。  
 ※退去時にお部屋に残置物があった場合、ハウスクリーニング費用等と併せて、敷金にて残置物処理費用を相殺させていただきます。  
 ※解約日の変更は原則できませんので、ご了承ください。

承諾署名欄

印

## ※会社使用欄

クリーニング 貸主・当社	敷金精算 貸主・当社	自転車 台	保証会社		契約時鍵No				
現地設定 方法(ポスト解錠方法など)			ジェイリース	エポス					
要・不要			ジャックス	フォーシーズ					
受付	貸主電話連絡	投函・郵送・FAX・持参	社内ML	GTN	他:	契約書退去印 賃料・敷金確認 保証会社確認	本数	本・枚	
				最終引落日	解約手続者	賃貸革命登録	フォロー表登録	検印	

【返送先】 FAX 03-3325-2123 メール kanri@0007.co.jp

20180728

# お部屋の解約手続きのしおり

<ご解約は「解約申込書」のご提出をもって受付となります>

## 注意事項・依頼事項

### 1. 解約申込書の受理日から少なくとも1か月分は家賃がかかります。(契約書第4条 第14条) \*1

FAX、メール、郵送、来店のいずれかで弊社へご提出ください。

口頭での解約は受付できません。

FAX、メールの場合は、必ずお電話で当社に着信のご確認をお願いいたします。

郵送の場合は、**当社到着日が解約の受理日**となります。

退去月の家賃は、一旦通常どおり前月の26日又は27日までに1か月分をお支払い下さい。

退去日より日割り計算をして敷金精算にて返金いたします。

\*1：ヴィラけやき・カルチェ樺・けやき荘にお住まいの方は受理日から40日分

### 2. お申し出の解約日は原則として変更できません。

次に入居される方の入居日と重複すると、ご迷惑をおかけすることになるためです。

### 3. 退室日が確定しましたら、すぐに日付と時刻をご連絡ください。

原則として空室状態のお部屋の中を確認するため、弊社指定のクリーニング業者(\*2)が立会い検査を実施します。退室日と時刻が決まりましたらご連絡下さい。なお、クリーニング業者からお客へ直接お電話を入れさせて頂くこともございますので、日時の打ち合わせをお願いします。

また、退室日の1週間ほど前に、担当のクリーニング業者より直前確認のお電話が入ります。

\*2：クリーニング業者名：「ウィルリード」「HAIL(ヘイル)コーポレーション」「ロードスター」など

### 4. 各業者への手配をお願いいたします。

銀行（自動送金をされている方は、ご自身で銀行にて送金停止の手続き \*届出印持参）

引越し業者（立会いができなくなりますので、時間帯を選べないプランはご遠慮下さい）

電力会社

ガス会社

水道局

郵便局（転送届）

インターネット回線（レンタルモデムの回収など）

ケーブルテレビ（レンタル機器の回収など）

火災保険の解約手続き（月額払いの方は、連絡をしないと、引き落としが止まりません）

粗大ゴミ（自転車・ベッド・大型家具など）

**重要**

退去までにお早めに清掃局へご連絡ください。

退去後の残置物に関しては処分費・日割家賃をいただきます。

使用停止の手続きをしなければ、退去後も請求が来て不利益となりますので必ずお手続きください。

\*緑樹荘は東京ガスだけで結構です。

### 5. 鍵のご返却

鍵はマスター・コピー全てを退去立会の際に業者にご返却下さい。

解約日を過ぎててもご返却されない場合は、日割家賃が発生いたします。

### 6. 敷金精算

敷金からは、契約書で予め定められた各種代金が事前提示の上で差し引かれます。

お部屋の使い方によっては上記の代金が敷金の金額を超過する場合がございます。その際は超過した費用分を請求させていただきます。

費用精算後の敷金の返金は、退去より1ヶ月半程後になります。

弊社のご利用を誠にありがとうございます。  
お問い合わせの際は、「物件名」「部屋番号」  
「お名前」をお伝えいただくと円滑です。

**信和不動産株式会社**

TEL：03-3323-0521

FAX：03-3325-2123

kanri@0007.co.jp